

(平成26年6月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

関東（新潟）厚生年金 事案 8522

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は5,000円、申立期間②は3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 12 月 16 日
② 平成 18 年 8 月 11 日

年金記録を確認したところ、A社及びその関連会社であるB社において申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び給与明細書（賞与）から、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①は5,000円、申立期間②は3万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は3万円、申立期間②は6万円、申立期間③は17万円、申立期間④は18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 8 日
② 平成 15 年 12 月 19 日
③ 平成 17 年 8 月 12 日
④ 平成 17 年 12 月 16 日

年金記録を確認したところ、A社において申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び給与明細書（賞与）から、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①は3万円、申立期間②は6万円、申立期間③は17万円、申立期間④は18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①及び②は5万4,000円、申立期間③は8万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 8 月 12 日
② 平成 17 年 12 月 16 日
③ 平成 18 年 8 月 11 日

年金記録を確認したところ、A社において申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び給与明細書（賞与）から、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①及び②は5万4,000円、申立期間③は8万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は1万円、申立期間②及び③は3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 17 日
② 平成 17 年 8 月 12 日
③ 平成 17 年 12 月 16 日

年金記録を確認したところ、A社において申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び給与明細書（賞与）から、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①は1万円、申立期間②及び③は3万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月 24 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の賞与の記録が無い。申立期間については賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したB銀行の普通預金通帳、A社の回答、同僚から提出された賞与明細書及び当該事業所が所持する「平成 15 年賃金台帳一覧」から、申立人は、申立期間において賞与が支給されていたものと認められる。

また、複数の同僚から提出された賞与明細書では、賞与の総支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたものと認められる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記複数の同僚の賞与明細書及び申立人が所持する預金通帳から判断すると、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないと回答していることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成10年5月1日に、資格喪失日を11年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10年5月から同年9月までは26万円、同年10月から11年8月までは30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月1日から11年9月1日まで
年金事務所の記録では、A社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。会社に電話で確認したところ、社長や社長の奥様は私が勤務していたことを認めてくれたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答、複数の同僚の供述、給与口座に係る預金取引明細表及び申立人が同社の後に勤務した事業所が保管する申立人の履歴書から判断すると、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人は「申立事業所ではB職に従事し、C店やD店に勤務していた。D店では店長を務めていた。」と供述しているところ、申立人を記憶し、かつ、同じ職種であることが確認できた同僚6人全員が「申立人は厚生年金保険に加入していると思う。」と供述している上、そのうちの同僚一人は「私は申立人の直前にD店の店長を務めており、申立人に店長を引き継いだ。申立人は私と同じ職種で同じ立場である。私が厚生年金保険に加入しているので、申立人も加入しているはずだと思う。」と具体的に供述している。

さらに、当時給与計算や社会保険事務を担当していた同僚二人は、申立

人を含む従業員全員を社会保険に加入させ、厚生年金保険料を控除していたと供述している。

加えて、申立人及び複数の同僚が供述した当時の申立事業所の従業員数とオンライン記録により確認できる厚生年金保険被保険者数がおおむね一致する上、被保険者期間が申立人よりも短期間の者や、B職の見習期間（3か月）をもって退職したと供述している者についても被保険者記録が確認できることから、申立期間当時、当該事業所においては、ほぼ全ての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と入社時期及び年齢が近く、同じ職種に従事していた同僚の標準報酬月額の記録から判断すると、平成10年5月から同年9月までは26万円、同年10月から11年8月までは30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成10年5月から11年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8529

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和57年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年7月21日から同年8月5日まで
国（厚生労働省）の記録によれば、B社（現在は、C社）から子会社であるA社に異動した際の厚生年金保険の被保険者記録が1か月欠落している。第三者委員会で調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社の回答及び同社から提出された退職金明細書から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（B社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社の同僚は、「申立人とは昭和57年7月から一緒に工場で働いた。」と供述しているほか、C社は、「申立人及び他の複数の社員は、雇用保険の資格を57年7月21日に取得していることから、同日に異動したものと考えるのが自然である。」と回答していることから、同年7月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和57年8月の事業所別被保険者名簿の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行し

たか否かについては、A社は平成15年に清算終了しているため照会できず、このほかこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（新潟）厚生年金 事案 8519

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年1月1日から24年1月1日まで
② 昭和24年3月31日から47年5月1日まで

父は、昭和22年頃から47年頃までの間、毎年、農閑期となる11月頃から4月頃までA市B区C地区にあったD社（現在は、E社）に勤務していたが、年金記録を確認したところ、同社における厚生年金保険の被保険者記録が2か月間しか無かった。

当時、D社宛てに父への手紙や荷物を送っていたので、父が同社に勤務していたことは間違いないと思われる。申立期間について、調査の上、記録の訂正をしてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和39年から47年までの期間においては、毎年11月から4月までの期間について、「F社」における申立人の雇用保険加入記録が確認できるところ、D社の複数の元従業員が、同社とF社が関連会社であったこと、申立人がD社に勤務していたこと、及びF社の業務に従事していたことを供述していることから、期間の特定はできないものの、申立人がD社及び同社の関連会社であるF社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和22年1月1日から同年11月1日までの期間については、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であることが確認できる上、申立期間のうち、同年1

月1日から24年1月1日までの期間及び24年3月31日から35年5月1日までの期間については、F社に係る被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であることが確認できる。

また、雇用保険の記録及び複数の同僚の供述から、申立人は申立期間において、季節労働者であったと考えられるが、E社の事業主は、当時の資料は無く、申立人の厚生年金保険料の控除及び季節労働者に対する社会保険の取扱いについてはいずれも不明としている。

さらに、D社又はF社に係る被保険者名簿で申立期間に資格取得していることが確認でき、所在が判明した23人に照会したところ、15人から回答があったが、いずれも、当時の社会保険の取扱いについては不明としている。

加えて、D社に係る被保険者名簿の記録はオンライン記録と一致しているほか、F社に係る被保険者名簿を確認したが、申立期間に申立人の記録は無く、整理番号は連番で欠落も無い。

また、D社の元従業員は「当時、申立人のほかにも農閑期に季節的に就労する従業員が複数いた。」としていることから、同社及びF社に係る被保険者名簿を確認したが、被保険者資格の取得、喪失状況から季節労働者であることがうかがえる者の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（栃木）厚生年金 事案 8520

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月 1 日から 41 年 7 月 1 日まで
申立期間にA県B市にあったC社に勤務していたが、年金記録を確認したところ、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無かった。当時の工場や社長が写った写真と当該事業所で使用していた名刺も提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA県B市にあったC社に勤務していたとしているところ、商業・法人登記簿及び事業所記号簿等により、申立人の供述や申立人から提出された名刺の記載内容と業種、所在地及び電話番号等が合致する厚生年金保険の適用事業所が確認できることから、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業所記号簿により、C社は昭和 41 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認でき、申立期間のうち、同年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の被保険者となることができない期間である。

また、C社は既に解散している上、商業・法人登記簿で確認できる元代表取締役からは回答を得ることができず、申立人の申立期間当時の社会保険の取扱い等について確認することができない。

さらに、申立人は当時の事業主の名前を記憶しているところ、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立人の記憶と氏名や年齢が合致する事業主と思われる被保険者の記録が確認できるものの、当該被保険者は既に死亡しているほか、申立人は当時の同僚の氏名を記憶しておらず、当該被保険者原票で確認できる

9人のうち、所在が判明した二人に照会を行ったが、いずれの者からも回答は得られない。

加えて、上記被保険者原票に申立人の氏名は無く、整理番号は連番で欠番も無い上、申立人は、申立期間当時、C社に勤務していた同僚は5、6人だったとしているが、上記被保険者原票により、多くの被保険者は当該期間より前に被保険者資格を喪失しており、当該期間に当該事業所で厚生年金保険の被保険者記録がある者は、当時の事業主一人のみであることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（新潟）厚生年金 事案 8521

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 12 月
② 平成 18 年 8 月

年金記録を確認したところ、A社において申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成17年及び18年の賃金台帳において、申立期間の賞与の支給は確認できない。

また、A社の事務担当者は、賞与は口座振込で支給していると供述しているところ、申立人が給与振込口座を指定している金融機関から提出された申立人に係る預金取引明細表においても、申立期間の賞与の振込みは確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 10 日
② 平成 17 年 7 月 10 日
③ 平成 17 年 12 月 10 日

国（厚生労働省）の記録では、A社から支払われた申立期間①から③までに係る賞与の記録が無かったため、同社は訂正の届出を行った。しかし、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録訂正は厚生年金保険の給付に反映されないため、第三者委員会で調査の上、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B市から提出された「平成17年度及び18年度市・県民税の課税状況について（回答）」に基づき、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料控除について検証したものの、事業主により当該期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

また、A社は、「申立期間①から③までの厚生年金保険料控除について確認できる関連資料は保存していない。また、いつかは断定できないが、その他手当名目で通常の給与に加えて支給していたことがある。」と供述しているため、同僚から提出された平成16年12月24日及び17年12月22日の給与明細書を確認したところ、当該給与明細書からその他手当が支給されていることが認められ、当該その他手当の額は事業主が提出した賞与手当一覧に記載されている賞与額と一致しているものの、当該給与明細書の厚生年金保険料控除額は、当該同僚の標準報酬月額に見合う保険料であり、当該その他手当の額についての厚生年金保険料の控除は確認できない。

さらに、C銀行の申立人に係る「お取引明細表」からは、申立期間①から③までについて、事業所による賞与の振込みは確認できないほか、平成16年12月24日、17年7月25日、同年12月22日に事業所から申立人に振り込まれた給与額は、その他の月に比べて10万円から15万円ほど多く振り込まれていることが確認できるところ、その額は、事業所が提出した申立人に係る賞与手当一覧の額とおおむね合致する。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から③までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。